

## 永楽ゆめの森公園清涼飲料水自動販売機設置業者募集要領

### 1 趣旨

熊取町都市整備部道路公園課が行う清涼飲料水自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領を熟読し、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

### 2 公募物件所在地等

公募物件は下表及び施設別仕様書のとおりです。

物件番号	施設名	所 在 地	種類
		設 置 場 所	
1	永楽ゆめの森公園	熊取町大字久保 2980 番 6	清涼飲料水 缶・ビン ペットボトル
		屋外・第1駐車場前左側	
		屋外・第1駐車場前右側	

※仕様書の外形寸法は基準となる大きさを表示しています。自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がないように、応募前に設置場所の確認をしてください。

※設置場所については施設管理者と協議のうえ、変更することもできます。

※設置の自動販売機については、災害対応型自動販売機（フリーベンド）を設置してください。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可等の期間

使用許可等の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

また、設置業者の自己都合により年度途中に撤去する場合は、撤去予定の3ヶ月以上前までに書面にて申し出てください。

##### ② 使用料

物件ごとに設置業者が提案した額を年額使用料とします。

##### ③ 使用料の納入

使用料は、年度ごとに熊取町が発する納入通知書により、熊取町が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

##### ④ その他必要となる経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は全額設置業者の負担とします。

## 【電気使用料】

子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、その費用は施設管理者に支払うものとします

なお、設置する電気量の子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置業者の負担とします。

### (2) 設置方法

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所（施設管理者と協議のうえ変更した場合は変更場所）に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。

自動販売機は消費電力が1.5kw以内のものとし、設置にあたっては、据付面を十分確認したうえで安全面を考慮し設置してください。ただし、原則的には、床面へのアンカーボルト止めは不可とします。

### (3) 維持管理

次のことを遵守してください。

- ① 原則として設置業者は、販売する飲料水の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ② 設置業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を本町に請求することができない。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- ⑤ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置業者の責任において対応すること。

### (4) 原状回復

設置業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置業者の負担とし、設置業者は一切の補償を熊取町に請求することができません。

### (5) 売上実績等の報告

設置業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における売上げ実績（売上額、商品単価別販売数）を毎月に集計し、各年度最終月の翌月末までに、熊取町に報告するものとします。

### (6) 使用上の制限

使用許可等期間前及び期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可等の条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に後記4に定める応募者の資格要件にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出については、熊取町の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(7) 災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置業者は次の項目にしたがい、災害対応型自動販売機を設置してください。

- ① 本要領「2 公募物件所在地等」で指定する自動販売機については、災害対応型自動販売機とすること。
- ② 設置業者は、災害時に際し、避難者に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償提供することとし、熊取町から要請があった時、協力すること。
- ③ 設置業者は、機内在庫飲料の提供のために必要な専用鍵を事前に施設管理者に貸与するものとする。尚、専用鍵の貸与を受けた施設管理者は、災害発生時、フリードリンク・キースイッチの作動開始および作動終了の設定すべてについて責任をもって行うこととする。
- ④ 避難者が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫すること。

#### 4 応募者の資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 大阪府内に本店又は支店（営業所）を置いている法人又は個人。
- (2) 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等、国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。
- (3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者。
  - ① 成年被後見人。
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。

- (7) 暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する觀察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員に該当しない者であること。

## 5 応募申込手続き

### (1) 申込方法

#### 持参のみの受付

申込受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）まで  
【午前9時00分～午後5時30分】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

※詳細については下記提出先へお問い合わせください。

#### 提出先

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

熊取町役場 都市整備部 道路公園課 みどり公園グループ

### (2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 受付済証（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 使用印鑑届（原本）（様式第4号）
- ⑤ 委任状（必要に応じて）（様式第5号）
- ⑥ 経営状況報告書（様式第6号）
- ⑦ 使用料提案書（様式第7号）※（3）その他参照
- ⑧ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（コピー可）
- ⑨ 住民票（個人の場合のみ）（コピー可）
- ⑩ 印鑑証明書（コピー可）
- ⑪ 国税及び地方税の納税証明書（直近1年間分）

※ 各証明書等は提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。

- ⑫ 4-（5）にかかる許認可等の免許証の写し

### (3) その他

⑦使用料提案書につきましては、公開開封の日まで開封せず保管いたしますので、他の提出書類と別に封緘のうえご提出ください。

郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6 設置業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置業者の選定対象とします。
- (2) 応募者は、物件番号1の物件に対して応募できます。
- (3) 公募物件に対して、熊取町が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじ引きにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は審査の対象としません。
- (4) 設置業者の公表等  
応募価格の公開開封について  
○日 時 令和8年2月27日（金）午後1時00分より  
○場 所 熊取町役場 本館3階 会議室  
設置業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置業者名を通知するとともに、熊取町ホームページに決定金額及び設置業者の法人・個人の区分を掲載します。

## 7 使用許可等申請の手続き

設置業者に決定した者は、令和8年3月13日（金）までに、次の申請書等を提出してください。

### 《公園占用許可申請提出書類》 ※提出部数は各2部

- ① 公園占用許可申請書（熊取町指定の様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
- ④ 自動販売機の管理関係証明書（熊取町指定の様式）
- ⑤ 販売品目（熊取町所定の様式）及び自動販売機設置日時等連絡票（任意様式）  
・・・<自動販売機の設置前に提出>

## 8 設置業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続きに応じなかった場合
  - ② 設置業者が応募者の資格を失った場合
  - ③ 設置業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- ※ 上記①から③までの場合、既に納めた使用料等は還付しない。また、取消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。
- ※ 上記①から③までの場合、全ての自動販売機の使用許可等を取り消すものとする。
- ※ 上記①から③までの場合、令和9年3月31日までの道路公園課が実施する自動販売機の設置業者を選定する入札に参加することができない。

## 9 その他

使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

熊取町都市整備部道路公園課みどり公園グループ

泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

電話072-452-6404